

## お済みになりましたか 軽自動車などの廃車や 名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は平成27年度の軽自動車税は課税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄された方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車についての各種手続きは、販売店または下記窓口をお願いします。

▼原動機付自転車（125cc以下）  
小型特殊自動車  
周防大島町役場 各総合支所・出張所

▼軽自動車2輪（125cc超～250cc以下）  
全国軽自動車協会連合会山口事務所  
☎083（922）8877

▼2輪の小型自動車（250cc超）  
山口運輸支局 ☎050（5540）2073

▼3輪・4輪軽自動車  
軽自動車検査協会山口事務所  
☎050（3816）3085

◆問い合わせ  
税務課 ☎0820（74）1008

## 家畜飼養者の皆さまへ

◎全ての反芻獣・豚・馬・家禽は1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の宮崎県における口蹄疫や全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、平成23年より家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している家畜や家禽の頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となりました。

《対象家畜》牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし

《対象家禽》鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。小規模飼養者とは、

- 牛・水牛・馬 — 1頭
- 鹿・羊・山羊・豚・いのしし — 5頭以下
- 鶏・うずら・あひる・きじ・ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも — 99羽以下
- だちょう — 9羽以下

◆報告期限 3月6日(金)

◆提出場所 農林課または各総合支所、出張所  
※報告書の様式につきましては、周防大島町役場 農林課までお問い合わせください。または農林水産省の家畜伝染病予防法の改正HPからもダウンロード出来ます。

◆問い合わせ 農林課 農林振興班 ☎0820（79）1002  
東部家畜保健衛生所 ☎0820（22）2416

## ケーブルテレビの「デジアナ変換サービス」は平成27年3月1日に終了します

ケーブルテレビ アイ・キャンのデジアナ変換サービスは、平成27年3月1日に終了します。ご覧のテレビ画面の右上に「デジアナ変換」の文字が表示されている方は、それまでに地デジ受信の対策をお願いします。引き続き、デジタル放送を見るには次の3つの受信方法があります。

- ・ケーブルテレビ会社と契約し、デジタルSTB（セットトップボックス）を設置する
- ・デジタルテレビに買い替える
- ・地デジチューナーを購入し、アナログテレビに接続する

詳しくは、(株)アイ・キャンか、中国総合通信局にお尋ねください。

◆問い合わせ (株)アイ・キャン周防大島支所 ☎0820（79）3555  
総務省中国総合通信局 ☎082（222）3392

《※詐欺にご注意ください》